

農福連携に関する助成事業のご案内

農業経営体が行う、障がい者の受入体験に対する助成

農業経営体が、障がい者の雇用体験として、就労系障害福祉サービス事業所への業務委託や、障がい者個人を雇用する場合の業務委託料又は賃金相当額を助成します。

◇助成額 就労系障害福祉サービス事業所への業務委託料又は雇用した障がい者の賃金相当額。ただし、作業日数は5日以上とし、30日を限度とします。

◇募集締切 ホームページ お知らせ一覧 をご覧ください。

障がい者を受け入れている農業経営体、農業に参入する就労系障害福祉サービス事業所が行う作業環境改善に要する経費への助成

バリアフリー化、安全性の確保、作業の効率化など、障がい者の作業環境改善のための機械・器具の購入、機械・施設の簡易な改修にかかる経費に対して助成します。

◇助成額 経費の2分の1以内で、助成額50万円を限度とします。

◇助成要件 農業経営体は、障がい者を雇用しているか、就労系障害福祉サービス事業所に農作業を委託し、その期間が連続して6カ月以上となることが確実であること。なお、雇用は書面による雇用契約によるものとし、必要な労働保険に加入しているものとします。

◇募集締切 ホームページ お知らせ一覧 をご覧ください。

農作業に従事する障がい者を支援する農業就労支援サポーターの派遣

農業者から初めて業務委託を受けた又は新たに農業に参入又は生産の拡大を行う、就労系障害福祉サービス事業所の農場に派遣し、支援員と連携して障がい者の農作業を支援します。

◇派遣回数 1事業所あたり年10回まで

◇募集締切 随時

☆詳しくは、(一社)岐阜県農畜産公社ホームページをご覧ください。

URL <http://www.gifu-notiku.com>

☆お問い合わせは

(一社)岐阜県農畜産公社ぎふアグリチャレンジセンター 農福連携推進室

TEL (058)276-1503 e-mail gifu-noufuku0@gifu-notiku.com